

養育費・面会交流相談支援センター事業
民間競争入札実施要項(案)

平成〇〇年〇月

厚生労働省

目次

第1 趣旨	1
第2 対象公共サービスの概要	1
第3 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	2
第4 契約期間	10
第5 入札参加資格	11
第6 入札に参加する者の募集に関する事項	12
第7 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	13
1 落札者を決定するための評価の基準	13
2 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	15
3 民間事業者が厚生労働省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置 その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	15
4 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に 関して民間事業者が負うべき責任等	21
5 対象公共サービスの評価に関する事項	21
6 その他本業務の実施に際し必要な事項	22

別紙1 研修実施例

別紙2 アンケート調査票

別紙3 養育費・面会交流相談支援センター事業に係る企画書評価基準及び採点表

別紙4 従来の実施状況に関する情報の開示

(別添1) 平成28年度の講師派遣一覧

(別添2) アンケート結果

(別添3) リーフレット

(別添4) セミナーチラシ

別紙5 企画書雛形

養育費・面会交流相談支援センター事業 民間競争入札実施要項

第1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針(平成26年7月11日閣議決定)別表において民間競争入札の対象としている厚生労働省の養育費・面会交流相談支援センター事業(以下「委託業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

第2 対象公共サービスの概要

離婚後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費の支払いを受けることは、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務をはたしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくとともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正で、養育費支払いの責務等が明記されたほか、平成15年度以降に二度の民事執行法の改正が行われ、養育費確保のための強制執行手続き等の改善が図られた。さらに、平成23年6月の民法改正において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、親子の面会交流や子の監護に要する費用の分担等について条文上明示されたところがある。

厚生労働省では、養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進に向けて、養育費・面会交流相談支援センターを設置し、養育費等に関する困難事例への対応や、養育費及び面会交流(以下「養育費等」という。)の相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図ることとしている。

第3 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 業務期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(2) 業務の引継ぎ

① 現行事業者からの引継ぎ

厚生労働省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者からの業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

② 委託期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

厚生労働省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。委託期間満了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりであるが、その実施方法について民間事業者は創意工夫の提案を行うことができる。民間事業者からの提案については、厚生労働省が承認する範囲で本業務の内容となる。

なお、従来の「養育費確保に関する制度問題研究の実施」については、平成30年度より業務内容から除外している。

① 養育費・面会交流相談支援センターの職員配置

ア センター長の配置

養育費・面会交流相談支援センター事業を円滑に実施するために、次に掲げる役割を担うセンター長を配置の上、ひとり親家庭、母子家庭等就業・自立支援センター(以下「就業・自立支援センター」という。)^(注1)の職員や母子・父子自立支援員^(注2)等からの相談に迅速かつ適切に対応する。なお、センター長は養育費・面会交流相談支援センター事業に専任することが望ましく、離婚に係る法制度や家事調停・強制執行等の専門的知見を有する

者であること。

- (ア) 養育費・面会交流相談支援センター事業の管理・運営に係る総括
- (イ) 養育費・面会交流相談支援センター事業全体の事業計画の策定
- (ウ) 法務省、家庭裁判所等からの情報収集及び就業・自立支援センターなど関係機関との調整
- (エ) 特に困難な事案に係る個別相談、苦情相談、危機管理の実施

(注1) 都道府県・指定都市・中核市が実施主体(母子・父子福祉団体等への委託が可能)となり、ひとり親家庭に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を実施している。平成27年度末現在で、全国111か所設置されている。
(参考資料)厚生労働省 HP:子ども・子育て>子ども・子育て支援>母子家庭等関係
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/bo-shi-katei/index.html

(注2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、都道府県知事、市長、福祉事務所設置町村長が委嘱する。原則として福祉事務所に勤務しており、ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談指導等を行う。平成27年度末現在で、全国で、1,710人が配置されている。
(参考資料)厚生労働省 HP:子ども・子育て>子ども・子育て支援>母子家庭等関係
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/bo-shi-katei/index.html

イ 相談員等の配置

- (ア) 相談員については、養育費及び面会交流^(注3)に関する相談に迅速かつ適切に対応できる常勤又は非常勤の者を常時2名以上配置すること。また、離婚という状況下にある父母及びその子どもの心理的ケアについても配慮すること。
- (イ) 相談員については、養育費や面会交流に対する助言や情報提供が実施できるよう、家事調停や家事審判に関する業務に従事した経験がある者を1名以上配置すること。
- (ウ) 本事業に従事する職員については、可能な限り、ひとり親家庭の親を優先的に採用すること。

(注3) 面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取り決めの促進を図ることとする。

② 養育費・面会交流相談支援事業

ア 業務内容

(ア) ひとり親家庭(離婚前後の父母を含む。)から以下の相談に対応し、必要な情報を提供すること。^(注4)

- 養育費に関すること(例:養育費の取り決めや算定、確保に関すること等)
- 面会交流に関すること(例:面会交流の取り決めに関すること等)
- その他養育費一般や関係する家庭問題等に関すること

^(注4)相談及び情報提供は、離婚前後の父母が協議する内容や法制度等に基づくものとし、公正中立な立場で実施するものとする。

(イ) 就業・自立支援センター等で受け付けられた養育費等に関する相談に対し、電話等による相談支援の実施

就業・自立支援センターの職員や母子・父子自立支援員等が受け付けた養育費や面会交流等に関する相談であって、就業・自立支援センター等では対応困難な事例について、就業・自立支援センターの職員等からの電話、電子メール及びFAXによる相談を受け付け、支援すること。

(ウ) 就業・自立支援センターで行う面会交流支援事業に対する支援の実施

就業・自立支援センターで行う面会交流支援事業^(注53)に対する助言や、必要に応じて民間面会交流支援団体、法テラス等を通じて弁護士等の情報提供を行うこと。

^(注5)面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、就業・自立支援センターにおいて、継続的な面会交流の支援を実施する。

(参考資料)厚生労働省 HP:子ども・子育て>子ども・子育て支援>母子家庭等関係

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/bo-shi-katei/index.html

イ 実施要件

- 相談支援は、原則として、電話、電子メール及びFAXにより実施し、必要に応じ来所による相談にも応じること(なお、来所用窓口の設置を義務付けるものではない)。また、ひとり親家庭の養育費受給権利者に限らず、支払義務者等からの養育費に関する相談についても迅

速かつ適切に対応できる体制を整備すること。また、離婚前相談の支援についても実施すること。

- 原則として、電話相談による対応時間は1件当たり概ね30分以内とし、メールやFAXによる相談の回答については、1件当たり概ね2日以内に行うものとする。
- 相談支援の実施に当たっては、養育費に関する相談支援に限らず、面会交流等関係する家庭問題についても対応すること。また、必要に応じて地域の相談機関の紹介を行うこと。
- 相談支援は週6日以上実施することとし、受付日時については、以下のとおりとすること。
 - 平日：10:00～20:00を基本とし、平日のうち1日以上は、ひとり親家庭の就労・就業時間に配慮するため開始時間と終了時間をそれぞれ2時間以上遅らせること。(例：12:00～22:00)
 - 土曜・祝日：10:00～18:00
- 固定電話からのフリーダイヤルを導入し、相談者の負担軽減を図ること(フリーダイヤルにつながらない携帯電話等からの電話については、相談員から電話をかけ直す旨を明示すること。)
- 対応した相談については、相談日時、相談者の相談時の状況(性別、年齢、離婚前・離婚後の別、養育費や面会交流の状況等)、相談内容や相談員による対応内容等を記録すること。記録した内容については、集計・分析し、第7-3(1)に規定する事業の実施状況として報告すること。

③ 研修等事業

就業・自立支援センターの職員等、地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修の実施

ア 研修の種類等は、以下のとおりとする。

- (ア) 全国母子・父子自立支援員研修会^(注6)と合同で実施する養育費等相談支援に関する全国研修会
 - 対象者
母子・父子自立支援員等の地域において養育費等に関する相談業務に従事している者
 - 開催回数
年1回

- 研修期間
1日以上
- カリキュラム
講義及び事例検討とする(実施例は別紙 1)

(注 6) 母子・父子自立支援員等の資質向上を図り、もってひとり親家庭に対する自立支援の一層の充実を図ることを目的として、毎年度、全国1か所において実施している。

(イ) 養育費専門相談員等研修

- 対象者
就業・自立支援センターに配置されている養育費専門相談員や母子・父子自立支援員等のうち指導的立場にある者
- 開催回数
年1回以上
- 研修期間
2日以上
- カリキュラム
講義及び事例検討とする(実施例は別紙 1)

(ウ) 地域研修会

- 対象者
母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の地域において養育費等に関する相談業務に従事している者
- 実施か所
全国で6ブロック以上
- 研修期間
1日以上
- カリキュラム
講義及び事例検討とする(実施例は別紙 1)

➤ 留意事項

上記の養育費専門相談員等研修が指導者養成を目的としているのに対し、本研修会は全国の相談員に幅広く受講していただくことを目的としている。

- 地方自治体等が実施する研修会や無料相談会等への講師派遣
地方自治体や民間団体が企画する養育費や面会交流の相談を担当する者を対象とした研修会やひとり親家庭を対象とした無料相談会等へ講師を派遣すること。なお、派遣回数については、年間 90 件程度を予定すること。

イ 研修事業の実施要件

- (ア) 研修の対象は、就業・自立支援センターの養育費専門相談員のほか母子・父子自立支援員、婦人相談所職員、NPO法人等の養育費に関する相談を行う者等を対象とすること。
- (イ) 研修内容については、家事調停制度等の基礎知識及び相談支援の在り方等とし、研修テキストを作成すること。なお、研修テキストについては、既存のものを使用することもできる。
- (ウ) 地域研修会は、参加者が利用しやすいよう実施場所に配慮すること。
- (エ) 研修会への積極的な参加や積極的な講師派遣依頼が行われるよう地方自治体へ開催案内を発出するとともに、ホームページに掲載することにより周知を図ること。
- (オ) 各研修会において、参加者や主催者への満足度や研修に対する意見等のアンケート調査を実施すること。(別紙2)アンケート調査の結果については集計・分析を行い、必要に応じて研修の運営の改善に反映させること。

④ 情報提供事業

以下の方法により養育費や面会交流の取り決め等の方法に関する情報提供等を実施する。

- ア ホームページを作成し、養育費や面会交流の取り決めや強制執行制度等の活用に役立つ情報や、地域の養育費や面会交流に関する相談機関の一覧等を提供すること。
- イ 養育費や面会交流の取り決め方法や強制執行制度の活用方法等に関するパンフレットやポスター等を作成し、関係機関に配布する等、養育費等に関する情報や事業の周知を図ること。また、パンフレットやポスター等は、両親に対して周知を図る内容となっていること。
- ウ ひとり親家庭を対象にセミナーを開催し、養育費や面会交流の取り決めの方法等に関する情報提供を行うこと。セミナーについては、主要都市において、年1回以上開催すること。

(ア) アの実施要件

- 情報については随時更新すること。
- サイトの保守・管理
ホームページの安全かつ安定的な運用のため、ホームページの保守・管理を行うこととし、下記に留意すること。
 - 緊急時における委託者への報告体制
システム障害等の緊急時における委託者への報告体制について、具体的に整備すること。

 - セキュリティ対策
個人情報に関する情報については、セキュリティに十分配慮すること。サイトのセキュリティについては、厚生労働省セキュリティポリシーを遵守し、特に下記に留意すること。
 - ✓ 運用サーバー(レンタルサーバー可)を設置し、管理(障害時の検知等対応及びセキュリティホール等対策を含む)すること。
 - ✓ ファイアーウォールを設定すること。
 - ✓ アクセスログを監視すること。
 - ✓ 個人情報の送受信の際は暗号化(SSL)を図ること。
 - ✓ 情報改竄・漏洩等の緊急時体制等を整備すること。
- ヘルプデスク
ヘルプデスクは、利用者からのホームページのコンテンツ内容や操作方法に関する質問に対応するものとし、対応日時は、養育費・面会交流相談支援事業における対応日時と同様に設定すること。
- サーバーの性能監視及び動作監視を適切に行うこと。
- ホームページのプログラム開発及び保守等については、外部委託も可とする。
- 業務期間開始日から公開すること。また、既存のホームページを引き継いで利用することができる。

(イ) ウの実施要件

- 参加者が利用しやすいよう実施場所に配慮すること。
- セミナーの開催案内を養育費・面会交流相談支援センター事業ホームページに掲載するなど周知を図ること。

⑤ 養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会の設置

- ア 本事業を実施するにあたっては、養育費・面会交流相談支援センター事業

運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、運営委員会が本事業運営について報告を求め、意見を述べる機会を設けること。

イ 運営委員会の委員は、ひとり親家庭の当事者団体や学識経験者等とし、人数は5名以上とすること。

ウ 運営委員会の開催回数は、年2回以上とすること。

⑥ 事業実施に当たっての留意事項

ア 情報管理体制(情報公開・守秘義務・個人情報等)について整備すること。

イ 事業の実施に当たり使用するセンターの名称については、従前のおり、「養育費相談支援センター」を用いること。

2 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

サービスの質を確保するため、人員体制を整え、実施要項の第3-1(3)①～⑦に定める業務を適正かつ確実に処理すること。なお、本委託業務の実施に関して公共サービスの質を確保するため、委託業務者に対して以下の要求水準を設定する。

(要求水準)

(1) 全国母子・父子自立支援員研修会と合同で実施する養育費相談支援に関する全国研修会、養育費専門相談員等研修、地域研修会及び地方自治体等が実施する研修への講師派遣について、上記第3-1(3)③イ(オ)に定めるアンケート調査の結果において80%以上が肯定的評価であること。

なお、肯定的評価とは、以下の評価基準のうち、「良かった」「まあまあ良かった」とする。

[評価基準]

「良かった」、「まあまあ良かった」、「普通」、「あまり良くなかった」

「良くなかった」

(2) 相談支援において苦情に発展した問合せ等の件数の総相談件数に占める割合が、年1%以下であること。

ただし、相談員による対応誤り(問合せ内容の聴取誤り等)に起因するのみを苦情とする。

3 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の(1)又は(2)の場合、速やかに業務の改善策(厚生労働省への提案を含む)を作成及び提出し、厚生労働省の承認を得た上で改善策を実施す

るものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、厚生労働省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- (1) 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- (2) 厚生労働省が、第7-3(1)に示す報告の確認や業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

4 契約の形態及び支払

(1) 契約の形態

契約の形態は委託契約とする。

(2) 契約金額の支払

- ① 民間事業者は、委託業務が終了したときは、委託業務終了の日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに委託業務費精算報告書を厚生労働省に提出しなければならない。
- ② 厚生労働省は、委託業務費精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは委託費の額を確定し、委託業務費確定通知書により民間事業者に対して委託費の確定通知を行うものとする。なお、委託費の確定額は、契約額を上限とする。
- ③ 民間事業者は、確定通知を受けたときは、委託業務費支払請求書を作成し、厚生労働省に提出する。厚生労働省は、民間事業者から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払いを行う。
- ④ 民間事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働省は民間事業者の資力、委託業務の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には、四半期ごとに民間事業者の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払することができる。
- ⑤ 民間事業者は、概算払を請求するときは、委託業務費概算払請求書を厚生労働省に提出するものとする。
- ⑥ 民間事業者は、概算払を受けた場合において、委託費の額の確定が行われるとともに確定通知を受けた結果、交付された委託費に不足が生じたときは、その不足額について請求するものとする。
- ⑦ 厚生労働省は、委託費の概算払を行った場合において、委託費の額を確定し

た結果、委託費に残額が生じた時は、委託業務費確定通知書にかえて委託業務費確定通知及び返還命令書により、民間事業者に対して委託費の確定通知を行うとともにその超える額の返還を命じるものとする。

- ⑧ 民間事業者は、⑦の委託業務費確定通知及び返還命令書を受けたときは、これに従いその超える額を返還しなければならない。

第4 契約期間

委託契約の契約期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

第5 入札参加資格

- 1 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 5 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- 6 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- 7 警察当局から暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 8 共同体による入札
 - (1) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下、同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業は、他の共同体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとし、共同体形成に関する協定書又はこれに類する書類を作成するものとする。
 - (2) 共同体で入札に参加する場合には、各民間事業者は第 5-1~7 までの入札参加資格を満たすものとする。

第6 入札に参加する者の募集に関する事項

1 入札に係るスケジュール(予定)

- (1) 入札公告:平成 29 年 12 月下旬
- (2) 入札説明会:平成 30 年 1 月
- (3) 質問受付期限:平成 30 年 1 月下旬
- (4) 入札書提出期限:平成 30 年 2 月上旬～中旬
- (5) 企画書の審査等:平成 30 年 2 月上旬～中旬
- (6) 開札、落札者の決定:平成 30 年 2 月中旬
- (7) 契約:平成 30 年 4 月 1 日

2 入札の実施手続

(1) 入札説明後の質問受付

入札公告以降、厚生労働省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、厚生労働省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び厚生労働省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

(2) 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を含む入札に必要な書類を別に定める入札公告書及び入札説明書に記載された期日と方法により、厚生労働省まで提出すること。

① 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の 108 分の 100 に相当する金額)を記した書類

② 企画書

総合評価のための業務運営の具体的な方法等に関する書類

③ 資格審査結果通知書

平成 28・29・30 年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

④ 暴力団排除に関する書類

法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力

団排除に関する規定について評価するために必要な書類

(3) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、次の事項を記載することとする(別紙5 企画書雛形を参考に作成すること)。

- ① 業務実施計画
- ② 職員配置
- ③ 養育費・面会交流相談支援事業
- ④ 研修等事業
- ⑤ 情報提供事業
- ⑥ 養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会
- ⑦ 情報管理体制

なお、上記について厚生労働省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載する。

第7 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価落札方式によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「養育費・面会交流相談支援センター事業に係る企画書評価基準及び採点表」(別紙3)の評価項目(以下「評価項目」という。)のとおり。なお、評価は、厚生労働省内に設置する評価委員会において行う。

1 落札者を決定するための評価の基準

(1) 技術点(得点配分110点)

技術評価は、提出された企画書の内容が、事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか(必須項目)、また、効果的なものであるか(加算点項目)について行い、必須項目審査の得点(以下「基礎点」という。)と加算点項目審査の得点(以下「加点」という。)の合計点を技術点とする。

① 基礎点(15点)

必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点5点を与え、その一つでも満たしていない場合は失格とする。

② 加点(95点満点)

必須項目の審査で合格になった入札参加者に対して、評価項目上の加点の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。具体的には、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を評価し、各入札参加者に対し

て0点から5点までを付与する。

(2) 入札価格点(得点配分100点)

入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は100点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}(100\text{点})$$

(3) 落札者の決定

① 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「② 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札予定者とする。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 評価項目に記載される要件のうち必須とされる項目を全て満たしていること。

② 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = [\text{技術点}] + [\text{入札価格点}]$$

$$= [\text{基礎点}(15\text{点}) + \text{加点}(95\text{点満点})] + [(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100\text{点}]$$

③ その他

イ 必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ロ 落札予定者となった者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い1者を落札者とすることがある。

ハ 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

ニ 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は

再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告する。

2 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 開示情報

従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」(別紙4)のとおりとする。

3 民間事業者が厚生労働省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が報告すべき事項

① 報告

第3-2で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、研修事業のアンケート結果を含む事業の実施状況について、各年度4月～9月までの実施状況を各年度10月末までに(中間報告)、各年度の実施状況を各年度事業終了後翌年度4月10日までに厚生労働省に報告するものとする。

② 監督

厚生労働省は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

③ 指示

厚生労働省は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等(公知の事実等

を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 委託業務の開始及び中止又は廃止

ア 委託業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 本業務の中止又は廃止

民間事業者は、委託業務を中止又は廃止しようとするときは、委託業務中止(廃止)承認申請書を厚生労働省に提出し、その承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

民間事業者は、本業務の実施に当たって、利用者を区分することなく公正に取り扱わなければならない。

③ 利用者への勧誘等の禁止

民間事業者は、委託業務を実施するに当たって、利用者に対し、委託業務の内容を構成しない有償サービス等の利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

④ 宣伝行為の禁止

ア 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、厚生労働省や養育費・面会交流相談支援センターの名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が養育費・面会交流相談支援センター事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

イ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

ア 民間事業者は、委託業務の実施経過並びに委託業務に係る収入及び支出の関係を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に関わる書類等を国の会計及び物品に関する規定に準じて整備しなければならない。

イ 民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

ウ 民間事業者は、この委託業務に係る支払明細書を補助金等支出明細書により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等を併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日まで厚生労働省に報告するものとする。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

ア 委託業務の実施に伴い生じた、又は委託業務の結果に関する著作権等の権利は、厚生労働省に帰属するものとする。

イ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、委託業務を実施するに当たり、厚生労働省の許可を得ることなく自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約(厚生労働省との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 取得した個人情報の取扱い

ア 民間事業者は、委託業務により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

イ 民間事業者は、委託業務による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために厚生労働省

の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上厚生労働省の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

ウ 民間事業者が、委託業務による事務を処理するために、厚生労働省から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適正な方法で廃棄しなければならない。ただし、厚生労働省が別に指示したときは当該方法によるものとする。

エ 個人情報の漏洩等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、民間事業者は速やかに事案の発生した経緯、被害状況等をまとめ厚生労働省に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。また、民間事業者は事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

⑫ 再委託の取扱い

ア 全部委託の禁止

民間事業者は、委託業務に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託してはならない。

また、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

イ 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。なお、民間事業者は、契約締結時において、再委託について厚生労働省の承認を受けなければならない。

ウ 再委託先からの報告

民間事業者は再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

エ 再委託先の義務

再委託先は、上記第7-3(2)及び(3)②から⑩までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

オ 民間事業者の責任

民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責め

に帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

カ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

⑬ 契約内容の変更

民間事業者及び厚生労働省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づき手続を適切に行わなければならない。

⑭ 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

イ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

キ 暴力的な要求行為をしたとき

ク 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき

ケ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき

コ 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為をしたとき

サ その他前キ～コに準ずる行為をしたとき

シ 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人(民間事業者又は民間事業者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下

同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- ス 民間事業者又は民間事業者の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(民間事業者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- セ 民間事業者が、再委託者が前イ～サの一に該当することを知りながら契約し、若しくは再委託者の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに再委託者との契約を解除せず、若しくは再委託者に対し契約を解除させるための措置を講じないとき

⑮ 契約解除時の取扱い

ア 契約解除時の委託費用の支払

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る委託費用を支払う。但し、契約の解除について、民間事業者に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既支払分がある場合には、その返還を求めることができる。

イ 契約解除時の違約金

上記⑭に該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付しなければならない。この場合の違約金の請求は、損害賠償の請求を妨げるものではない。

ウ 延滞金

民間事業者は前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。

⑯ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省が協議するものとする。

4 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

厚生労働省が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 厚生労働省に対する求償

民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、民間事業者は、厚生労働省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

5 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、総務大臣が行う評価の時期(平成32年5月～6月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成30年度及び平成31年度業務終了時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、第7-3(1)の報告を基に、質の維持向上が達成されたかを評

価する。あわせて、経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 意見聴取等

厚生労働省は、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出

厚生労働省は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うため、平成32年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

6 その他本業務の実施に際し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 厚生労働省の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記第7の3により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務

- ① 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

研修事業の実施例

1 全国母子・父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会【実施例】

1日目 全国母子・父子自立支援員研修会

(※1日目の研修内容の企画については、養育費相談支援センター事業の業務の範囲外のため省略する)

2日目 養育費相談支援に関する全国研修会

〇〇:〇〇～〇〇:〇〇 講義

※養育費相談支援センターが派遣する講師により実施

〇〇:〇〇～〇〇:〇〇 養育費・面会交流相談の事例演習

※1 複数の班に分かれて実施

※2 各班には、助言者として養育費相談支援センターの相談員や養育費相談支援センターが派遣する講師を配置する。

2 養育費専門相談員等研修【実施例】

1日目

〇〇:〇〇～〇〇:〇〇 講義

※養育費相談支援センターが選定する講師により実施

〇〇:〇〇～〇〇:〇〇 養育費・面会交流等相談の事例演習

※助言者として養育費相談支援センターの相談員や養育費相談支援センターが選定する講師を配置する。

2日目

〇〇:〇〇～〇〇:〇〇 養育費・面会交流相談の事例演習

※助言者として養育費相談支援センターの相談員や養育費相談支援センターが選定する講師を配置する。

3 地域研修会【実施例】

〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 講義

※養育費相談支援センターが選定する講師により実施

〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 養育費・面会交流相談の事例演習

※1 複数の班に分かれて実施

※2 各班には、助言者として養育費相談支援センターの相談員や養育費相談支援センターが選定する講師を配置する。

全国母子・父子自立支援員研修会、養育費専門相談員等研修、地域研修会

アンケート調査票（受講者）

1. 講義について

- ア. 良かった イ. まあまあ良かった ウ. 普通
エ. あまり良くなかった オ. 良くなかった

選択肢を選んだ理由や、ご意見・ご要望を記載してください。

()

2. 事例検討について

- ア. 良かった イ. まあまあ良かった ウ. 普通
エ. あまり良くなかった オ. 良くなかった

選択肢を選んだ理由や、ご意見・ご要望を記載してください。

()

○ 研修全般についてご意見・ご要望があれば、下記に記載してください。

()

(注) 厚生労働省に協議の上項目を変更することができる。

アンケート調査票（主催者）

- 養育費・面会交流相談支援センターが派遣した講師による講義等について

ア. 良かった イ. まあまあ良かった ウ. 普通
エ. あまり良くなかった オ. 良くなかった

選択肢を選んだ理由や、ご意見・ご要望を記載してください。

()

（注）厚生労働省に協議の上項目を変更することができる。

養育費・面会交流相談支援センター事業に係る企画書評価基準及び採点表

平成 年 月 日

企画者

大項目	中項目	評価項目	得点配分		企画書頁番号	
			基礎点 (必須)	加算点		
1 業務実施計画						
	1.1	業務実施計画	業務実施計画が具体的に示されており、かつ、実施可能な計画となっているか。	5	-	
2 職員配置						
	2.1	職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制図、配置する職員数、雇用形態、職員の知見・経験、所掌事務の範囲等が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。 ・業務遂行可能な人員が確保されているか。 ・作業量に見合った増員等、人員の配置に柔軟に対応する創意工夫がみられるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	5	-	
			センター長は家事調停・家事審判に関する業務に従事した経験があるか。	-	0・2・3・4・5	
	2.2	職員の資質	経験年数が、 5点:5年以上 4点:4年以上5年未満 3点:3年以上4年未満 2点:2年以上3年未満 0点:2年未満 相談員の家事調停や家事審判に関する経験は優れているか。	-	0・2・3・4・5	
			相談員の平均経験年数が、 5点:5年以上 4点:4年以上5年未満 3点:3年以上4年未満 2点:2年以上3年未満 0点:2年未満 相談員の養育費や面会交流に関する相談業務の経験は優れているか。	-	0・2・3・4・5	
			相談員の平均経験年数が、 5点:5年以上 4点:4年以上5年未満 3点:3年以上4年未満 2点:2年以上3年未満 0点:2年未満	-	0・2・3・4・5	
3 業務内容と実施方法						
	3.1	業務内容と実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務毎の内容及び実施方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。 (各業務の内容・実施方法) ・養育費・面会交流相談支援事業について、業務の内容、相談対応時間、相談記録の方法等の具体的な内容・実施方法 ・研修等事業について、研修の種類毎(講師派遣も含む)に、対象者、開催回数、研修期間、実施場所、カリキュラム、テキスト、受講者への周知、アンケート調査等の具体的な内容・実施方法 ・情報提供事業について、ホームページに掲載する内容、保守管理、セキュリティ対策、ヘルプデスク等の具体的な内容・実施方法 ・情報提供事業について、パンフレットやポスター等に掲載する内容、配布先、配布部数等の具体的な内容・実施方法 ・母子家庭等を対象としたセミナーの内容、実施場所、実施回数等の具体的な内容・実施方法 ・事業運営委員会について、委員の氏名、所属、経歴、当該事業の分野に関連する知見・経験、委員として選定する理由、委員の人数、委員会の実施方法、開催時期等の具体的な内容・実施方法 ・個人情報等当該事業の実施によって得られる情報の管理体制の具体的な内容・実施方法	5	-	

3.2	養育費・面会交流相談支援事業	母子家庭等や就業・自立支援センター等からの相談に迅速かつ適切に対応するための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
		相談日時について、就業・就労する相談者等に配慮するための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
3.3	研修等事業	研修カリキュラムには受講者の資質向上を図るための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
		研修テキストの内容には受講者の資質向上を図るための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
		地域研修会の実施回数及び場所について、多くの者が参加できるための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
		当該分野に関する専門的知識を有する者を講師とするなど、派遣講師の人選については有用な提案となっているか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
		講師の派遣範囲(場所)については、より多くの者の実務向上を図るための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
3.4	情報提供事業	ホームページの内容は、国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
		パンフレットやポスター等の内容は、国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
		パンフレットやポスター等の配布について、広く周知を図るための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
		セミナーの内容は、一般市民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	

3.5	養育費・面会交流 相談支援センター 事業運営委員会	当該分野に関して精通している者を配置しているなど、事業運営委員会の人選について有用な提案となっているか。 5点:非常に期待できる 4点:期待できる 3点:やや期待できる 2点:普通 0点:期待できない	—	0・2・3・4・5	
4 ワークライフバランス等の推進に関する指標					
4.1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)	下記のいずれかに該当するか。 5点:3段階目(認定基準5つ全てが○となっている) 4点:2段階目(認定基準5つのうち3~4つが○となっている) 3点:1段階目(認定基準5つのうち1~2つが○となっている) 2点:行動計画を策定している 0点:認定を受けていない	—	0・2・3・4・5	
4.2	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	下記のいずれかに該当するか。 5点:プラチナくるみんの認定を受けている 3点:くるみんの認定を受けている 0点:認定を受けていない	—	0・3・5	
4.3	青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定・ユースエール認定企業	下記のいずれかに該当するか。 5点:ユースエールの認定を受けている 0点:認定を受けていない	—	0・5	
合計(110点)					/110

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費 (円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業経費	14,837,787	15,105,327	14,527,754
養育費相談支援事業	929,509	722,242	786,403
研修等事業	9,429,375	7,796,437	7,387,577
情報提供事業	3,331,946	5,748,888	5,683,643
養育費相談支援センター事業運営委員会	512,957	539,144	365,797
制度問題研究	634,000	298,616	304,334
一般管理費	35,778,086	36,063,788	36,075,545
事務所運営費	5,418,852	5,521,931	5,384,330
人件費	30,359,234	30,541,857	30,691,215
合計	50,615,873	51,169,115	50,603,299

(注1) 従来から外部委託により実施しているため、本表は委託費の内訳である。

(注2) 消費税を除いている。

(注3) 研修等事業の費用には、下記3. ④ア～エの実施に要した経費の他にテキスト作成費等の共通経費も含まれている。

(注4) フリーダイヤルの設置(固定電話のみ受付)に係る経費は、平成26年度1,003,870円、平成27年度780,022円、平成28年度849,316円である(いずれも税込み)。

2. 従来の実施に要した人員 (人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
センター長	1	1	1
相談員(常勤)	1	1	1
相談員(非常勤)	19	18	18
事務員(常勤)	1	1	1
事務員(非常勤)	1	1	1

(注) 相談員(非常勤)は1日2人勤務体制又は1人勤務体制(半日又は1日単位で交替)

3. 従来の養育費相談支援事業の実績

① 国民からの相談件数 (件)

相談内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
請求手続	1,798	2,006	1,940
養育費算定	1,540	1,494	1,752
減額請求	845	893	885
増額請求	200	274	218
養育費不履行	988	984	999
強制執行	309	306	309
面会交流	733	798	833
婚姻費用	210	198	183
その他	500	536	593
合計	7,123	7,489	7,712

(注1) 苦情件数は、平成26年度1件、平成27年度1件、平成28年度0件となっている。

(注2) 複数の相談はそれぞれカウントしている。

② よくある相談事例及び回答例

【養育費に関する相談事例及び回答例】

・離婚を考えているが、離婚に際して考えなければならないことはどんなことで、離婚前に準備しておくことはあるか。また、約束したことを確実に履行してもらうには、どんな取決め方がよいか。

(回答例)子のある夫婦が離婚について話し合う場合には、①親権者、②養育費、③面会交流、④財産分与、⑤慰謝料、⑥年金分割などについて取り決めておくことが必要です。このうち、①親権者は必ず取り決めないと離婚が成立しません。②養育費と③面会交流も子どもの福祉の実現のためにきちんと取り決めておくことが大切です。④、⑤、⑥はそれぞれの事情に応じて取り決めればよいでしょう。当事者同士の話し合いで決めることができた場合には、公正証書を作成することがよいでしょう。話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停手続きを利用されるのがよいでしょう。

・DVが原因で離婚した。当初は相手と一切関わりたくないと思っていたので、養育費を請求する気もなかった。しかし、子どもが大きくなってきて教育費もかかるようになり、できることなら養育費をもらいたいと思うが、今からでも請求出来るか。

(回答例)養育費を離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対して、いつでも養育費を請求できます。当事者同士で話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続きを利用されるのがよいでしょう。

・調停で離婚して養育費を取り決めしたが、3年後から支払いが止まった状態である。メールだけでやり取りをしていたので、義務者の現住所も勤務先も分からない。支払ってもらう方法はあるか。

(回答例)養育費の取決め方により未払金の確保の方法が異なります。どのような取決め方であっても、支払いが滞った場合は、まず、義務者と連絡が取れるなら義務者に支払ってくれるよう催促をしたり、支払えない事情などを聞いてみるのが大切です。給料の差押など強制執行できる書面は、①公正証書、②調停調書、③審判の決定書、④裁判の判決書、⑤和解調書などです。口約束や私的な協議書による取決めの場合は直ちに強制的に未払金を取り立てることはできませんので、改めて家庭裁判所に養育費請求の調停を申し立てて決め直すこととなります。どちらの場合でも、義務者の現住所を確認することが先決です。また、義務者の給料を差押える場合には、義務者の勤務先を確認することが必要となります。

・私(父親)は子どもに養育費を支払ってきたが、2年前に再婚して、現妻との間にも子どもができたので、養育費を減額したいが、どうすればよいか。

(回答例)義務者が再婚して扶養すべき子が増えた場合、養育費の減額について、改めて権利者と話し合いをすることができます。当事者同士では話し合いができない場合や額について折合いがつかない場合には、家庭裁判所の調停を利用することができます。

・離婚調停の際に、子どもの養育費を20歳までと取り決めて、履行してもらってきたが、子どもが大学進学を目指すようになった。大学進学のための費用が高額で困っているが、進学費用を増額してもらうことはできるか。

(回答例)養育費は、お子さんが進学して教育費や生活費が急に増えたような場合には、改めて決め直すことができます。また、入学金などの一時的な経費や塾の費用等については通常の養育費とは別に特別経費として話し合うことができます。当事者同士で話し合いができない場合や額について折合いが付かない場合には、家庭裁判所の調停を利用することができます。

【面会交流に関する相談事例及び回答例】

・DVが原因で離婚を考えている。離婚後は一切関わりを持ちたくないが、子どもには面会交流をさせなければならないのか。

(回答例) 家庭内での暴力がどのようなものであったか、面会交流の場面でお子さんへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって、面会交流を控えるべき場合もあります。また、面会交流を実施する場合にも、どのような方法によるのがよいか検討する必要があります。お子さんが安心して面会交流を続けられる方法について、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所の調停手続を利用するなどして、双方が納得の上で問題が解決できるよう助言やあっせんを得るのがよいでしょう。

・同居親であるが、離婚後、面会交流を続けてきた。最近、面会日が近づくと子どもが不安定になり、子ども自身が面会を嫌がるようになった。学校からも子どもに落ち着きがないと言われ、相手に事情を話しても了解してくれない。これからどのようにすればよいか。

(回答例) お子さんの年齢が高くなると、学校生活など子どもの社会関係が広がり、お子さんは面会も大事だけれど、こちらの都合も分かってほしいという気持ちから、面会に消極的になることもあります。相手にお子さんの成長や環境の変化などを具体的に伝えて、面会の在り方、お子さんに抵抗の少ない面会の方法をお考えになればどうでしょう。お子さんにも、ご希望を聞かれたらどうでしょう。別居親とはお話が出来るようですから、今一度、別居親と話し合ってみられたらどうですか。話し合いが難しいようでしたら、家庭裁判所の調停を利用されたらよいでしょう。

・別居親であるが、同居親から子どもが嫌がっているからと面会を拒否されている。子どもは私と面会している間、楽しく遊んでいるので、拒否することは考えられない。どうすれば面会できるか。

(回答例) 父母の緊張関係や不信が強い場合、お子さんが同居親に見せる顔と別居親と遊ぶ時の様子は違うのが普通です。別居親にも会いたい、会っている時間は楽しいけれど、そのことはなかなか同居親には言えないのです。緊張して自分の帰りを待っている同居親には、楽しかったとは言えず、「別に」と不機嫌そうになることが多いかもしれません。そのことを理解した上で、同居親と今一度話し合ってみられたらどうでしょうか。話し合いが難しかったり、面会の拒否が続く場合は、家庭裁判所の調停で話し合いをされたらいかがでしょうか。

・調停で離婚して、養育費の支払いを続けてきた。面会交流についても取り決めて実施してきたが、最近、同居親が再婚したことをきっかけに、面会を拒否された。これまでどおり面会交流を続けたいが、どのようにすればよいか。

(回答例) 同居親が再婚しても、お子さんと面会を続けたいというお気持は自然でしょう。ただ、同居親が再婚した場合、お子さんには新しい人間関係が増え、お子さんは、新しい家族の關係に慣れるのに気を遣いながら生活していますから、これまでより忙しくなるのが普通です。同居親がお子さんとなあたとの面会を拒否されるのは適切とは言えませんが、あなたもお子さんの生活状況の変化を思いやるのが大切でしょう。お子さんが無理なく面会交流を続けられる方法を工夫することが大切です。同居親との話し合いが円満に行かないようでしたら、家庭裁判所に履行勧告の申出をされる方法もあります。

③ 関係機関からの相談件数

(件)

相談内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
請求手続	56	79	77
面会交流	21	32	28
算定額	11	15	12
不履行	2	8	4
強制執行	27	30	23
婚姻費用	14	14	15
減額請求	41	39	47
増額請求	10	9	6
その他	58	59	60
合計	240	285	272

(注)電話相談の集計。また、複数の相談はそれぞれカウントしている。

④従来の研修等事業の実績

ア 全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日程	H26.9.4～5	H27.10.22～23	H28.9.29～30
実施都市	沖縄県	福岡県	厚生労働省
主な研修内容	講演、班別事例演習	講演、班別事例演習	模擬調停、模擬相談、解説、講義
受講者数	115名	139名	162名
経費	751,463円	233,312円	195,914円

(注1)平成26年度の班別事例演習の概要

全6班に分かれて、それぞれの班ごとに養育費や面会交流に関する相談事例を検討。1班当たりの参加者は14名～21名程度で、助言者を各班1名～2名配置。

(注2)平成27年度の班別事例演習の概要

全6班に分かれて、それぞれの班ごとに養育費や面会交流に関する相談事例を検討。1班当たりの参加者は22名～24名程度で、助言者を各班1名配置。

イ 養育費専門相談員研修会

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日程	H27.2.19～20	H27.7.9～10	H28.7.7～8
実施都市	東京都	東京都	東京都
主な研修内容	講演、事例検討	講演、事例検討	講演、事例検討
受講者数	37名	27名	29名
経費	261,018円	238,770円	172,018円

(注)平成26年度～28年度の事例討議の概要

参加者全員で養育費や面会交流に関する相談事例について検討。講師1名及び助言者3名を配置。

ウ 地域研修会

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	9回	8回	8回
実施都市	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、福岡市、高松市	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、徳島市	札幌市、山形市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、松山市
主な研修内容	講演、班別事例演習	講演、班別事例演習	講演、班別事例演習
受講者数	348名	251名	266名
開催経費	1,698,863円	1,639,085円	1,681,601円

(注)平成26年度～28年度の班別事例演習の概要

各実施都市ごとに、2班～5班に分かれて養育費や面会交流に関する相談事例について検討。各班に1名～2名の助言者を配置。

エ 地方自治体等が実施する研修への講師派遣

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
派遣回数	83回	95回	86回
派遣者数(延べ)	94人	101人	86人
受講者数	1,905人	2,310人	2,400人
経費	2,793,776円	3,246,059円	2,701,974円

(注)派遣依頼元については別添1参照。

オ 研修会アンケート調査

平成26年度	平成27年度	平成28年度
①養育費相談支援センター相談支援に関する全国研修会。②養育費専門相談員研修会。③地域研修会の受講者に対するアンケートを実施。④自治体主催の研修会等への講師派遣について主催者にアンケートを実施。	①養育費相談支援センター相談支援に関する全国研修会。②養育費専門相談員研修会。③地域研修会の受講者に対するアンケートを実施。④自治体主催の研修会等への講師派遣について主催者にアンケートを実施。	①養育費相談支援センター相談支援に関する全国研修会。②養育費専門相談員研修会。③地域研修会の受講者に対するアンケートを実施。④自治体主催の研修会等への講師派遣について主催者にアンケートを実施。

(注)アンケート結果については、別添2参照。

⑤従来の情報提供事業の実績

ア リーフレット等の作成・配布

平成26年度	平成27年度	平成28年度
「養育費」(義務者向けリーフレット)100,000部、ニューズレター12号7,000部、ニューズレター13号7,000部(いずれも全国自治体に配布)	「養育費・面会交流」(相談時間変更版)リーフレット(大)150,000部、「養育費・面会交流」(相談時間変更版)リーフレット(小)100,000部、「面会交流」(相談時間変更版)100,000部、ニューズレター14号7,000部、ニューズレター15号7,000部(いずれも全国自治体に配布)	ポスター(新規)7,000部、「養育費・面会交流」(増刷)リーフレット(大)150,000部、ニューズレター16号7,000部、ニューズレター17号7,500部(いずれも全国自治体に配布)

(注1)リーフレットについては、別添3参照。

(注2)ニューズレターについては、養育費相談支援センター事業ホームページ参照。

イ セミナー開催

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	2回	2回	2回
実施都市	東京都、大阪府	石川県、東京都	大阪府、東京都
セミナーの内容	東京 講演(子どもの心が見えますか)・交流会・大阪府 講演(子どもの心が見えますか)・交流会	石川県 講演(子どもの心が見えますか)・交流会 東京都(養育費と面会交流)・交流会	大阪府 講演(子どもの心が見えますか)・交流会 東京講演(子どもたちの未来を育てよう)・交流会
受講者数	62人	35人	57人

(注)平成28年度のセミナー概要については、別添4参照。

⑥従来の養育費相談支援センター事業運営委員会の実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	2回	3回	2回
実施日	H26.6.9 H27.3.4	H27.6.8 H27.9.4 H28.2.15	H28.6.6 H29.2.13
事業運営委員会の委員数	9人	8人	8人

⑦制度問題研究

平成26年度	平成27年度	平成28年度
平成26年7月23日及び平成26年10月29日に開催した。第1回でテーマを「養育費をめぐる関係機関の役割分担と連携」と設定し、第2回で明石市長及び能登市民相談室長を招いて、明石市における子ども支援施策についてヒアリングを行った。その結果について「養育費をめぐる関係機関の役割分担と連携 I—明石市における子ども養育支援ネットワークについて」と題して報告書を刊行し、ホームページにアップした。	平成27年5月22日及び平成28年3月9日に開催した。第1回では、府中市の子ども家庭支援センター「しらとり」を見学した。第2回では、次年度の活動方針について討議し、センターの相談事業から見える課題についてまとめることとした。	平成28年7月4日及び平成29年3月8日に開催した。第1回では、センターに寄せられた子ども本人からのメール相談事例を基にして討議した。第2回では、センター発足から10年間となることから、相談の実情を基にして研究員の問題意識を披露して討議した。さらに、次年度にはこれらの問題意識をまとめて集約することとした。

(注)平成30年度より実施すべき業務内容から削除。

平成28年度の講師派遣先一覧

	開催者	場 所	日 時	
			日	時間
1	大津市母子家庭等就業自立支援センター	大津市役所	1月5日	9:30-13:10
2	福岡市ひとり親家庭支援センター	福岡市大手門	1月5日	13:30-15:30
3	同上	福岡市大手門	1月11日	13:30-15:30
4	岐阜県女性相談センター	岐阜市	1月7日	13:30-15:30
5	旭川市社会福祉協議会	旭川市	1月10日	13:00-15:00
6	大阪府母子寡婦福祉連合会	大阪府谷町	1月7日	13:00-16:30
7	神戸市ひとり親家庭支援センター	神戸市	1月8日	10:00-12:00
8	川崎市母子寡婦福祉連合会	川崎市	1月11日	13:30-15:30
9	兵庫県母子生活支援施設協議会	兵庫県神戸市	1月7日	10:00-12:00
10	佐賀県DV総合対策センター	佐賀県男女共同参画センター	1月5日	15:00-16:30
11	半田市健康子ども子育て支援課	半田市	1月8日	13:00-17:00
12	半田市健康子ども子育て支援課	半田市	1月8日	13:00-17:00
13	松江調停協会益田支部	松江家庭裁判所益田支部	1月6日	13:00-15:00
14	福岡市女性相談センター	春日市	1月7日	10:00-12:00
15	鹿児島調停協会加治木支部	鹿児島地方裁判所加治木支部	1月6日	14:00-16:00
16	岐阜県母子寡婦福祉連合会	美濃加茂市	1月9日	13:30-16:30
17	北海道興部町民生児童委員連絡協議会	興部町	1月7日	10:30-12:00
18	札幌市母子寡婦福祉連合会	札幌市	1月10日	10:00-12:00
19	相模原市総合就職支援センター	相模原市	1月8日	10:00-12:00
20	広島県ひとり親家庭福祉連合会（庄原市）	庄原市	1月7日	10:30-12:00
21	福山調停協会	福山市	1月7日	15:00-17:00
22	大分県母子父子自立支援員連絡協議会	大分県	1月7日	10:30-12:00
23	北九州市母子父子福祉センター	北九州市	1月7日	14:00-16:00
24	大阪府門真市教育委員会子ども未来子育て支援課	門真市	1月9日	10:00-12:00
25	鎌ヶ谷市健康福祉部	鎌ヶ谷市	1月7日	13:30-15:30
26.27	鎌ヶ谷市健康福祉部	鎌ヶ谷市	1月10日	13:30-17:30
28	前橋調停協会	前橋家庭裁判所	1月7日	13:30-15:30
29	滋賀県母子福祉のぞみ会	近江八幡市	1月7日	9:30-12:30
30	滋賀県母子福祉のぞみ会	草津市	1月8日	13:00-16:00
31	滋賀県母子福祉のぞみ会	長浜市	1月9日	9:30-12:30
32	滋賀県母子福祉のぞみ会	高島市	1月10日	13:00-16:00
33	岡山市子ども福祉課	岡山市	1月7日	13:30-15:00
34	八王子市子育て支援課	八王子市	1月7日	13:00-17:00
35	八王子市子育て支援課	八王子市	1月9日	13:00-17:00
36	鎌ヶ谷市健康福祉部	鎌ヶ谷市	1月10日	13:30-17:30
37	京都府ひとり親家庭自立支援センター	京都府庁	1月7日	14:30-16:30
38	京都府ひとり親家庭自立支援センター	京都府民総合交流センター	1月9日	10:00-12:00
39.40	京都府ひとり親家庭自立支援センター	京都府民総合交流センター	1月9日	13:00-16:00
41.42	京都府ひとり親家庭自立支援センター	京都府民総合交流センター	1月3日	10:00-16:00

	開催者	場 所	日 時	
			日	時間
43	久喜調停協会	久喜市	1月1日	10:00-12:00
44	八王子市子ども福祉課	八王子市	1月10日	14:00-16:00
45	静岡県子ども家庭課	静岡市	1月7日	13:30-16:30
46	鹿児島調停協会鹿屋支部	鹿児島地方裁判所鹿屋支部	1月9日	13:30-16:00
47	岩国市子ども支援課	岩国市役所	1月8日	13:00-15:00
48	川崎市子ども家庭課	川崎市母子父子福祉センター	1月7日	10:00-12:00
49	千葉県松戸健康福祉部	松戸健康福祉センター	1月7日	10:00-12:00
50	鳥取調停協会	鳥取市	1月12日	15:30-17:00
51	広島県ひとり親家庭福祉連合会（府中市）	府中市	1月9日	10:30-12:00
52	杉並区子ども家庭支援センター	あんさんぶる荻窪	1月11日	10:30-12:00
53	柏市子ども福祉課	柏市役所	1月10日	13:00-17:00
54	福島県女性のための相談支援センター	福島市	1月8日	13:00-14:30
55	長野県子ども家庭課	松本市県合同庁舎	1月9日	13:00-15:00
56	室蘭調停協会	札幌家庭裁判所室蘭支部	1月9日	13:45-15:15
57	市川市子育て支援課	市川市	1月9日	10:20-11:50
58	茨城県人権擁護委員会竜ヶ崎地区協議会	竜ヶ崎公民館	1月11日	13:00-15:00
59	大阪府母子寡婦福祉連合会	大阪府谷町	1月10日	13:00-14:30
60	相模原市総合就職支援センター	相模原市総合就職支援センター	1月10日	13:00-15:00
61	帯広市母子家庭等就業自立支援センター	帯広市社会福祉協議会	1月11日	13:00-15:00
62	北九州市子ども家庭局子育て支援課	北九州市弁護士会館	1月9日	14:00-16:00
63	福岡市ひとり親家庭支援センター	福岡市	1月11日	13:00-15:00
64	豊明市健康福祉部児童福祉課子ども支援係	豊明市	1月10日	13:30-15:00
65	岐阜県母子父子自立支援員協議会	岐阜県シンクタンク庁舎	1月2日	13:30-15:00
66	大分県母子父子福祉センター	大分市	1月11日	10:30-12:00
67	大分県母子父子福祉センター	大分市	1月11日	13:00-16:00
68	大津市母子家庭等就業自立支援センター	大津市役所	1月9日	9:30-13:10
69	新宿区子ども家庭課育成支援係	新宿区戸塚地域センター	1月11日	18:00-20:00
70	高知県地域福祉部児童家庭課	高知共済会館	1月10日	13:00-14:30
71	宇部市男女共同参画推進課	山口県宇部市	1月12日	13:30-15:30
72	岡山県子ども未来課	岡山市	1月12日	13:30-15:30
73	沖縄県北部地区母子寡婦福祉協議会	名護市中央公民館	1月1日	13:00-15:00
74	さいたま市男女共同参画推進センター	さいたま市	1月12日	13:30-15:30
75	宮崎県子ども家庭課	宮崎県庁	1月11日	13:00-14:30
76	広島県ひとり親等福祉連合会	広島市	1月12日	13:30-15:30
77	北九州市母子父子福祉センター	北九州市	1月2日	14:00-16:00
78	横須賀市こども育成部こども青少年給付課	横須賀市役所	1月12日	13:30-15:30
79	佐賀市教育委員会子ども支援課	佐賀市ほほえみ館	1月2日	10:00-12:00
80	長崎県子ども家庭課	長崎市出島交流館	1月12日	13:10-15:10
81	千葉市子ども家庭支援課	千葉市役所	1月1日	10:00-12:00
82	三重県北勢福祉事務所	三重県四日市市役所	1月2日	13:00-15:00
83	大阪市子育て支援部子ども家庭課	大阪市愛光会館	1月2日	16:00-17:30
84	野田市児童家庭課児童給付係	野田市役所	1月3日	13:30-15:30
85	柏市子ども部子ども福祉課	柏市役所	1月3日	14:30-16:30
86	名古屋市子ども青少年局少年家庭課	名古屋市役所	1月3日	13:40-14:40

平成28年度全国母子・父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する
全国研修会合同研修会アンケート結果

問1 9月30日の相談場面～模擬調停～調停条項の解説までについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
111	16	6	2	0
82.2%	11.9%	4.4%	1.5%	0.0%

問2 9月30日「強制執行の解説」について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
56	40	28	9	2
41.5%	29.6%	20.7%	6.7%	1.5%

平成28年度養育費専門相談員研修会 アンケート結果

問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
27	1	0	0	0
96.4%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%

問2 事例検討について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
25	2	0	0	0
92.6%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%

平成28年度 地域研修会アンケート結果

①札幌市

問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
11	2	1	0	0
78.6%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
13	1	0	0	0
92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
12	2	0	0	0
85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%

②山形市
問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
33	2	2	0	0
89.2%	5.4%	5.4%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
31	4	1	0	0
86.2%	11.1%	2.7%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
32	2	2	0	0
88.8%	5.6%	5.6%	0.0%	0.0%

③東京都
問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
39	9	1	0	0
79.6%	18.4%	2.0%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
36	8	3	0	0
76.6%	17.0%	6.4%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
36	11	0	0	0
76.6%	23.4%	0.0%	0.0%	0.0%

④名古屋市
問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
11	13	7	1	0
34.4%	40.6%	21.9%	3.1%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
27	3	1	0	0
87.0%	9.7%	3.3%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
22	9	0	0	0
71.0%	29.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤大阪市
問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
47	5	2	0	0
87.0%	9.3%	3.7%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
43	8	2	0	0
81.1%	15.1%	3.8%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
9	8	1	0	0
83.3%	14.8%	1.9%	0.0%	0.0%

⑥広島市

問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
21	1	0	0	0
95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
21	1	0	0	0
95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
18	2	0	0	0
90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑦福岡市

問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
19	3	1	0	0
82.6%	13.1%	4.3%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
21	2	0	0	0
91.3%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
19	3	0	0	0
86.4%	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%

⑧松山市

問1 講師の講演について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
13	1	1	0	0
86.6%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%

問2 班別演習について

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
13	2	0	0	0
86.7%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%

問3 ロールプレーについて

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
14	0	1	0	0
93.3%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%

平成28年度研修会への講師派遣についてのアンケート結果

ア 良かった	イ まあまあ良かった	ウ 普通	エ あまり良くなかった	オ 良くなかった
77	4	3	0	0
91.7%	4.7%	3.6%	0.0%	0.0%

子どもたちの声

子どもはかなり年齢が高くなっていても、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、面会交流援助者や養育費相談員たちが、援助や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

お母さんの作ったおにぎりは
どうしておいしいの？

(5歳・男)

久しぶりに会ったお母さんに
やさしい気を使っている
男の子です。

お父さん、ちゃんと
ご飯食べている？

(小5・女)

お母さんの前では言えな
かったのですが、お父さん
のことを心配していたこと
を伝えることができました。

お父さんがずっと養育費を
払ってくれているとお母さん
から聞いて、見捨てられたの
ではないと思った。

(中2・男)

父は養育費もきちんと払っ
てくれた。小さいころから
会ってきたので母子家庭で
あることをあまり意識しな
かった。離婚したけど今で
も両親には感謝している。

(18歳・女)

毎月1、2回はお母さんと
食事しているから淋しくない。
これからもずっと会いたい。

(小4・男)



養育費相談支援センターの業務内容

養育費相談支援センターは、厚生労働省の委託を受けて、養育費や面会交流に関する当事者からの相談に応じるほか各地の母子家庭等・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修の実施などを行っています。

1 養育費相談支援事業

● 養育費・面会交流に関する電話・メールによる相談

電話相談

03-3980-4108 0120-965-419

(携帯電話は使えません。)

平日(水曜日を除く) 10:00～20:00 水曜日(祝日を除く) 12:00～22:00
土/祝日 10:00～18:00

メール相談

info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します。)

- 養育費相談支援センター(東京事務所)では、面会交流に関する面接相談も行っています。
- 各地の母子家庭等就業・自立支援センターでも養育費等に関する相談を受け付けています。詳しくは、養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費や面会交流に関する相談を行う方のための研修

3 情報提供事業

ホームページ、ニュースレターなどによる相談員等への情報提供
(URL <http://www.youikuhi-soudan.jp/>)

パンフレット、ポスターなどによる養育費確保、面会交流促進のための広報活動

養育費・面会交流

— 離れて暮らす親と子の絆のために —

お子さんは離れて暮らしているお父さんやお母さんと会っていますか？
お子さんのために養育費を送っていますか？
お子さんのために養育費をもらっていますか？

親が離婚した子どもたちは、
お父さんもお母さんも自分のこと
をかけがえない大切な存在である
と思ってくれていることを知ることによって、
深い安心感と自尊心を育むことができます。
養育費と面会交流は
子どもの健やかな成長を支える
車の両輪です。



平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。

養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC) 厚生労働省委託事業
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階
TEL 03 (3980) 4108 FAX 03 (6411) 0854
メールアドレス info@youikuhi.or.jp

養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。



取決めの方法

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

金額の決め方

養育費は、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見るすることができます。

金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したとき、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決めなおすことができます。

面会交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。



面会交流の方法

面会交流の方法には、父母が話し合っ決めて場所子どもが出かける（連れて行く）方法、別居親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

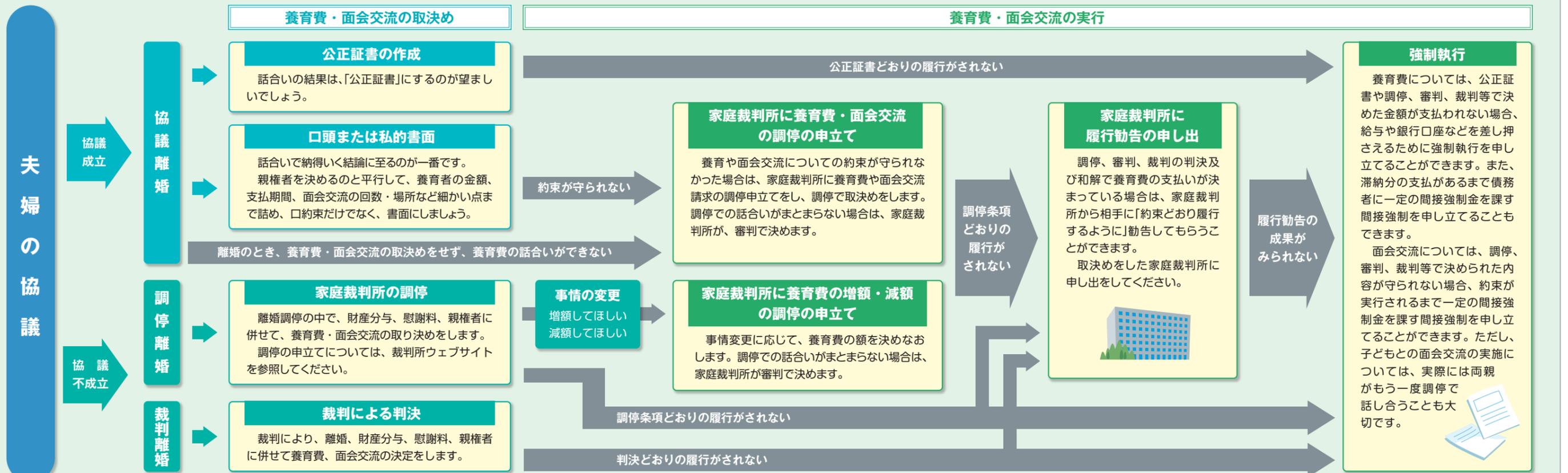
取決めの方法

面会交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。取決め内容は、父母が話し合っ決めてのが一番ですが、それができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

父母が心がけること

面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

養育費・面会交流の手の流れ



※平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。民法（明治29年法律第89号）（平成23年の一部改正後のもの）（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。2～4（略）

※養育費や面会交流に関する相談は、養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターのほか、法テラス、弁護士会等で行っています。詳しくは養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

お子さんと一緒に暮らしている お父さん、お母さんへ

- ◎お子さんが面会に出かけるときは、笑顔で又は普段と同じように送り出しましょう。帰ってきたときも同じように迎えましょう。
- ◎お子さんが帰ってから、面会中の出来事や相手の様子を細かく聞かないようにしましょう。
- ◎相手の悪口は絶対に言わないようにしましょう。
- ◎お子さんや相手と約束したことは絶対に守るようにしましょう。

お子さんと離れて暮らしている お父さん、お母さんへ

- ◎学校や塾のスケジュールなど、お子さんの日常生活を尊重し、干渉しないようにしましょう。
- ◎お子さんの好きな話題や得意な遊びを中心に過ごしましょう。
- ◎お子さんには高価な贈り物や行き過ぎたサービスをしないようにしましょう。
- ◎面会交流が終わった後は、「また今度ね」とあっさりした態度で別れましょう。
- ◎お子さんと会ったときに、相手の様子を聞きだそうとしたり、相手の悪口を言わないようにしましょう。
- ◎お子さんや相手と約束したことは絶対に守るようにしましょう。

お気軽にご相談ください

養育費相談支援センターは
平 日(水曜日を除く)10:00~20:00
水 曜 日(祝日を除く)12:00~22:00
土/祝日 10:00~18:00
電話やメールによる相談を受け付けています。
どうぞお気軽にご相談ください。

フリーダイヤル

0120-965-419

(携帯電話は使えませんので下記にお掛けください)

電 話

03-3980-4108

(ご希望により当センターが電話を掛けなおしています)

メール相談

info@youikuhi.or.jp

迷惑メール拒否設定をされている方は[ドメイン指定受信]に「youikuhi.or.jp」を追加して送信してください。



全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、面会交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談を行っています。詳しくは養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

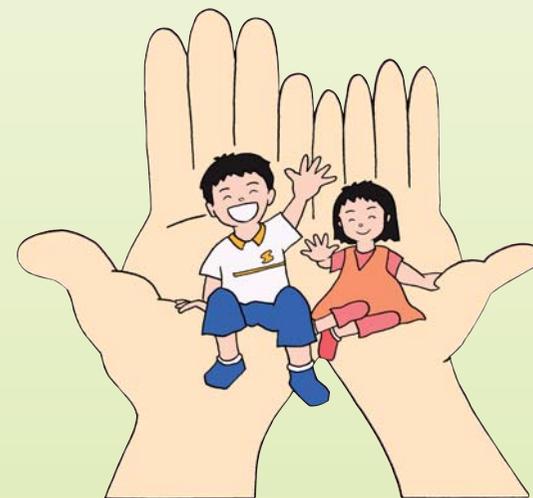
養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)
厚生労働省委託事業

〒171-0021
東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

面会交流

離れて暮らす
親と子の絆のために



養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)
厚生労働省委託事業

Q 面会交流って何？

A 面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。

Q 面会交流はどうして必要なの？

A 夫婦は離婚して他人になっても親と子の縁は切れません。子どもは父母のどちらからも愛されることを望んでいます。父母から愛されていると実感できることによって安心感や自尊心が育ち、健康的な社会人に成長することにつながります。

Q 離婚（別居）前に家庭内で暴力があった場合でも面会交流をしなければならないのですか？

A 過去の家庭内での暴力がどのようなものであったか、面会交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって面会交流を控えるべき場合もありますし、実施する場合にもどのような方法によるのがよいか異なります。このような事情がある場合に、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所の調停手続を利用するなどして、双方が納得の上で問題が解決できるよう助言やあっせんを得るのがよいでしょう。

Q 子どもが別居親に会いたがらないのですが？

A 子どもが「会いたくない」というときは、その理由をよく聞いてみましょう。子どもの気持ちをどのように受けとめるのがよいかは、子の年齢によって異なりますが、子どもが面会交流に気が乗らなったり、負担に感じたりしているような場合には、それまでのお互いの面会交流に対する態度を振り返ってみましょう。

また、子どもが話した理由を口実にして、面会交流を一方的にやめてしまうことは、新たな争いを生むだけでなく、子どもを親同士の争いの間に置き、とても苦しい気持ちにさせてしまいますので、親同士で冷静に話し合いましょう。

Q どのように取り決めたらよいでしょう？

A 父母が話し合っただけで決めるのが一番です。離婚時の不信感や嫌悪感等の気持ちを整理して子の親同士というパートナーとして協力したいものです。話し合いができないときは調停を申し立てることができます。調停でも決まらない場合は審判で決めることになります。しかし、面会交流は父母が納得して決めることが大切で、審判で決まった場合でも、父母がこれを受け入れて協力し合うことが不可欠です。

Q 面会にはどんな方法がありますか？

A 父母が話し合っただけで決めた場所に子どもが出かける（連れて行く）、別居親が連れに来る（訪問する）、宿泊をする（夏休み等）など様々です。面会の時期や場所、方法については子どもの年齢、健康状態、生活状況などを考慮して無理のないように決めることが大切です。

Q 面会の仕方はどのように決めたらよいのですか？

A まず、面会の時期、方法、回数など大まかな事柄を決めます。次に面会を行う際の送り迎えについて、誰が、どこで、どのようにするかについてできるだけ細かく打ち合わせることが大切です。子どもの状況などを考えて無理のないように決めるのが長続きするコツです。



子どもの声

子どもはかなり年齢が高くなっていても、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、面会交流援助者や養育費相談員たちが、援助や相談活動の中で聞いた子どもたちの声です。

- お母さんの作ったおにぎりはどうしておいしいの？（5歳・男）
（久しぶりに会ったお母さんにやさしい気を使っている男の子です。）
- お父さん、ちゃんとご飯食べている？（小5・女）
（お母さんの前では言えなかったのですが、お父さんのことを心配していたことを伝えることができました。）
- 毎月1、2回はお母さんと食事しているから淋しくない。これからはずっと会いたい（小4・男）
- お父さんに会いたくなかったけど、会ってみたら気持ちが変わった（中2・女）
- 父は養育費もきちんと払ってくれた。小さいころから会ってきたので母子家庭であることをあまり意識しなかった。離婚したけど今でも両親には感謝している（18歳・女）

子どもの心に届く養育費

お父さんとお母さんが離婚することは、どんな理由があっても子どもにはつらくさびしいものです。

しかし、たとえお父さんやお母さんと離れて暮らすことになっても、それぞれの親から自分は大切な存在として、愛されていると感ずることができれば、子どもは心の中にしっかりした安全基地を持つことができます。

離れて暮らすお父さんやお母さんが、苦しくてもずっと養育費を払ってくれたということを知っている子どもは、人と人とのつながりが愛情と責任で成り立っていることを信じる大人になることができるでしょう。

養育費は文書で取決めましょう

養育費は口約束であっても守らなければなりません。約束を明確なものにするために文書で取決めをしましょう。できれば、公正証書又は調停で取り決めることをお勧めします。

● 公正証書……

公証役場に両親で出向いて作成します。

● 調停……

相手の住所地の家庭裁判所に申し立てます。申立書は家庭裁判所に備え付けられています。夫婦の戸籍謄本（離婚後は子の戸籍謄本）、収入印紙1,200円（離婚後は子1人につき1,200円）、切手約1,000円分などが必要です。

詳しくは近くの家庭裁判所でお尋ねください。

● 強制執行……

公正証書又は調停で取り決めた養育費を支払わなかった場合、債権者は給与や財産の差押え等の強制執行手続きをとることができます。

お気軽にご相談ください

養育費相談支援センターは
平日(水曜日を除く) 10:00~20:00
水曜日(祝日を除く) 12:00~22:00
土/祝日 10:00~18:00
電話やメールによる相談を受け付けています。
どうぞお気軽にご相談ください。

フリーダイヤル

0120-965-419

(携帯電話は使えませんので下記にお掛けください)

電話

03-3980-4108

(ご希望により当センターが電話を掛けなおしています)

メール相談

info@youikuhi.or.jp

迷惑メール拒否設定をされている方は[ドメイン指定受信]に「youikuhi.or.jp」を追加して送信してください。

全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、面会交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談を行っています。詳しくは養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)
厚生労働省委託事業

〒171-0021

東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

お子さんと離れて
暮らすあなたへ

養育費

一心をつなぐメッセージ



養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)
厚生労働省委託事業

Q 養育費って何？

A 養育費は食費、教育費、医療費などお子さんの生活費のことです。

Q どうして払わなければならないの？

A たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親母親としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任があります。

Q 離婚の理由や原因は関係ないの？

A 離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のものです。親同士の問題とは切り離してお子さんの健康な成長を考えましょう。

Q 養育費は払わなくてもいいという約束をしたけど払わなければならないの？

A 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。

Q 借金があっても払わなければならないの？

A 借金の内容にもよりますが、原則的には借金の返済よりもお子さんの養育費を優先しなければなりません。

Q 養育費の額はどういうふうに決めるの？

A 両親の収入を基にして両親が話し合っで決めるのが一般的です。一律にいくらと決まっているものではありませんが、目安となるものとして「養育費算定表」があります。



Q 養育費算定表って何？

A 裁判官等の有志による研究会が発表したもので、両親の年収、子どもの数、子どもの年齢によって目安となる養育費額を算定することができる表です。東京家庭裁判所や養育費相談支援センターのホームページで紹介されています。

Q 一度決めた額はずっと変わらないの？

A 大幅に収入が減ったり、再婚して扶養家族が増えたりした場合には両親が相談して減額することもできます。

Q 子どもが進学したり、入院したりしたときは？

A お子さんが進学したり、事故や病気で入院したりして臨時の出費が必要になったときはその都度両親で話し合っで決めることが大切です。

Q 子どもが何歳になるまで払えばいいの？

A 一般的にはお子さんが成人するまでと考えられています。

Q 子どもが大学に入っても払う必要があるの？

A 両親がお子さんを大学に行かせてあげたいと考えるときは、話し合っで双方で負担することができます。

Q 養育費はどうやって払うの？

A お子さんを育てている親の口座またはお子さんの口座に振り込むという方法が一般的です。

Q 約束した養育費を払わないとどうなるの？

A 公正証書を作成したり、調停で決めるときには収入や財産などの差押えを受けることがあります。

Q 子どもに会えない場合には養育費は払わなくてもいいの？

A 養育費を負担することとお子さんの面会交流は全く別の問題です。養育費と面会交流はどちらもお子さんの心身の健康な成長にとって大切なものです。両親が離婚する際には、面会交流と養育費についてよく話し合っで決めておく必要があります。
(養育費相談支援センター作成のパンフレット「面会交流」をご覧ください)

Q 養育費について両親で話し合いができないときは？

A 養育費や面会交流について、両親で話し合いができないとき、または話し合っでも平行線で結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。



セミナー

「養育費・面会交流」

参加費無料
託児費無料
(要予約)

～子どもたちの未来のために～

平成 28 年 8 月 6 日 (土曜日)

午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

(受付：午後 1 時より)

お子さんがいて離婚を考えている方、すでに離婚をしてお子さんと別居している親との関係で悩んでいる方、お子さんの心身の健全な成長のために **養育費** や **面会交流** など、大人が気をつけなければならないことについて一緒に考えてみませんか。

場 所 大阪府谷町福祉センター2階ホール (地図は裏面をごらんください)

対 象 者 お子さんがいて離婚を考えている方・ひとり親家庭の方など

プログラム 午後1時30分 主催者挨拶

午後1時40分 『おはなし 子どもの心が見えますか』

公益社団法人家庭問題情報センター

大阪ファミリー相談室 水口 富美永

午後3時 〈交流会〉 班別に分かれ助言者を囲んで情報・意見交換を行います。

助言者は大阪ファミリー相談室研究員等(元家庭裁判所調査官)です。

定 員 40人 (講演会、交流会とも)

申込方法 電話・FAXで下記にお申し込みください

(希望者多数の場合先着順とさせていただきます)

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会

Tel 06-6762-9498・9995 Fax 06-6762-3796



【主催】 養育費相談支援センター(厚生労働省委託事業/公益社団法人家庭問題情報センター)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

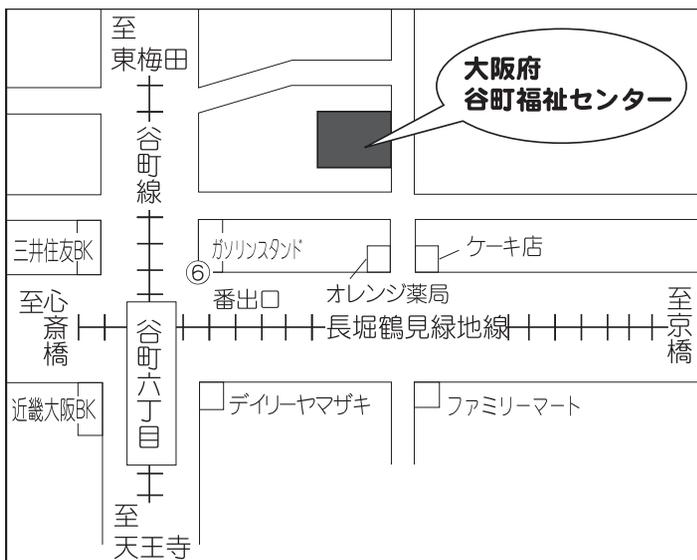
Tel 03-3980-4108 Fax 03-6411-0854

【後援】 大阪府、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会

セミナー養育費と面会交流 申込書
FAX 06-6762-3796

ふりがな					
氏名	年齢	歳	男・女		
現住所	市町村名			市 町 村	
連絡先(電話番号)					
あなたの立場	①離婚前 ②ひとり親 ③その他 ()				
申込み動機	①養育費 ②面会交流 ③興味があったから ④勧められたから (さん) ⑤その他 ()				
本セミナーを知ったいきさつ	案内チラシ・ホームページ・役所窓口・その他				
託児 2人以上居る場合は 余白欄にご記入ください	ふりがな				
	名 前	(男・女)			
	年 齢	歳	か月	おむつ	有・無
	アレルギーの有無(詳しく)				

※上記の個人情報、また相談内容に関する秘密は厳守されます。



[交通案内]

- 地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線
「谷町6丁目」駅下車
6号出口を上がり、長堀通りを
玉造方面へ。
1つ目の信号を左折。徒歩3分。

セミナー

「子どもたちの未来を育てよう」

～離婚と子どもを考える～

平成29年1月15日（日曜日）

午後1時30分～午後4時30分

（受付：午後1時より）

参加費無料
託児費無料
（要予約）

お子さんがいて離婚を考えている方、すでに離婚をしてお子さんと別居している親との関係で悩んでいる方、お子さんの心身の健全な成長のために**養育費**や**面会交流**など、大人が気をつけなければならないことについてご一緒に考えてみませんか。

場 所 セントラルプラザ（12階会議室）（地図は裏面をごらんください）

対 象 者 お子さんがいて離婚を考えている方・ひとり親家庭の方など

プログラム 13：30 主催者挨拶（養育費相談支援センター長）

13：40 〈おはなし〉

公益社団法人家庭問題情報センター

笠松 奈津子

15：00 〈交流会〉 班別に分かれ助言者を囲んで情報・意見交換を行います。

助言者は養育費相談支援センターの相談員等（元家庭裁判所調査官）です。

定 員 40人（講演会、交流会とも）

申込方法 HPのお申込みフォーム・メール・FAXで下記にお申し込みください
（上記申込方法が難しい場合、電話でも受け付けいたします）
（希望者多数の場合先着順とさせていただきます）

東京都ひとり親家庭支援センター はあと

Tel 03-5261-1278 Fax 03-5261-1343



【共催】養育費相談支援センター（厚生労働省委託事業／公益社団法人家庭問題情報センター）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

Tel 03-3980-4108 Fax 03-6411-0854

東京都（東京都ひとり親家庭支援センター はあと）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号

Tel 03-5261-1278 Fax 03-5261-1343

東京都ひとり親家庭支援センターHP
<http://www.haat.or.jp/> **はあと** 検索

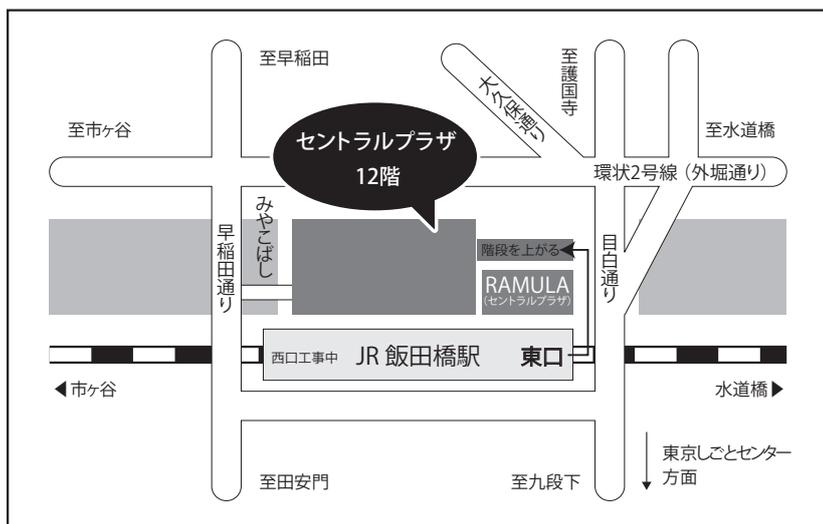
セミナー申込み

- ◆ホームページからお申込の場合、<http://www.haat.or.jp>
お申込みフォームに入力して送信してください。
- ◆メールでお申込みの場合
 - ①件名に『セミナー参加希望』と入力してください。
 - ②本文に、下記の必要事項を入力の上
info@haat.or.jp 宛に送信してください。
- ◆FAXでお申込みの場合、下記にご記入の上送信してください。
※送信後、FAXが届いているか確認の電話をお願いします(TEL 03-5261-1278)

【FAX申込書】 FAX 03-5261-1343

ふりがな				男・女
氏名	年齢	歳		
現住所				
連絡先(電話番号)				
申込内容	子どもたちの未来を育てよう ～離婚と子どもを考える～			
相談を知った いきさつ	案内チラシ・ホームページ・役所窓口・その他			
託児	ふりがな			
	名前	(男・女)		
	年齢	歳 か月	おむつ	有・無

※上記の個人情報、また相談内容に関する秘密は厳守されます。



[交通案内]

● JR総武線「飯田橋 駅」東口 下車徒歩3分

JR飯田橋駅東口を出て左方向に進むと「みどりの窓口」があり、その先に「Backer's」があり、ここを曲がり進むと、「RAMULAセントラルプラザ」の横に階段があるので、この階段を上がります。上がると正面に見えるビルが「はあと」がある「セントラルプラザ」のビルです。ビルの正面中央入り口から、エレベータで12階へお越し下さい。

詳細は、「はあと」のホームページ内、地図アクセスのページの「セントラルまでの順路」をクリックして頂くと写真付きの説明が載っていますので、参考にして下さい。

● 地下鉄

東西線・有楽町線・南北線・大江戸線
「飯田橋駅」B2b出口

1. 業務実施計画

【企画書雛形】

(業務実施計画について具体的に記述する)

【基礎点評価の観点】

業務実施計画が具体的に示されており、かつ、実施可能な計画となっているか。

(職員配置について具体的に記述する)

【基礎点評価の観点】

- ・業務の実施体制図、配置する職員数、雇用形態、職員の知見・経験、所掌事務の範囲等が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。
- ・業務遂行可能な人員が確保されているか。

【加点評価の観点】

- ・作業量に見合った増員等、人員の配置に柔軟に対応する創意工夫がみられるか。
- ・センター長は家事調停・家事審判に関する業務に従事した経験があるか。
- ・相談員の家事調停や家事審判に関する経験は優れているか。
- ・相談員の養育費や面会交流に関する相談業務の経験は優れているか。

(1) 養育費・面会交流相談支援事業

(養育費・面会交流相談支援事業について、業務の内容、相談対応時間、相談記録の方法等の具体的な内容・実施方法について記述する)

【基礎点評価の観点】

業務の内容及び実施方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。

【加点評価の観点】

- ・母子家庭等や就業・自立支援センター等からの相談に迅速かつ適切に対応するための創意工夫が見られるか。
- ・相談日時について、就業・就労する相談者等に配慮するための創意工夫が見られるか。

(2) 研修等事業

(研修等事業について、研修の種類毎(講師派遣も含む)に、対象者、開催回数、研修期間、実施場所、カリキュラム、テキスト、受講者への周知、アンケート調査等の具体的な内容・実施方法について記述する)

【基礎点評価の観点】

業務の内容及び実施方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。

【加点点評価の観点】

- ・研修カリキュラムには受講者の資質向上を図るための創意工夫が見られるか。
- ・研修テキストの内容には受講者の資質向上を図るための創意工夫が見られるか。
- ・地域研修会の実施回数及び場所について、多くの者が参加できるための創意工夫が見られるか。
- ・当該分野に関する専門的知識を有する者を講師とするなど、派遣講師の人選については有用な提案となっているか。
- ・講師の派遣範囲(場所)については、より多くの者の実務向上を図るための創意工夫が見られるか。

(3) 情報提供事業

(情報提供事業について、

- ・ ホームページに掲載する内容、保守管理、セキュリティ対策、ヘルプデスク
- ・ パンフレットやポスター等に掲載する内容、配布先、配布部数
- ・ 母子家庭等を対象としたセミナーの内容、実施場所、実施回数

等の具体的な内容・実施方法を記載する。)

【基礎点評価の観点】

業務の内容及び実施方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。

【加点評価の観点】

- ・ ホームページの内容は、国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。
- ・ パンフレットやポスター等の内容は、国民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。
- ・ パンフレットやポスター等の配布について、広く周知を図るための創意工夫が見られるか。
- ・ セミナーの内容は、一般市民にとってわかりやすく、かつ、効果的なものとするための創意工夫が見られるか。

(4) 養育費・面会交流相談支援センター事業運営委員会

(事業運営委員会について、委員の氏名、所属、経歴、当該事業の分野に関連する知見・経験、委員として選定する理由、委員の人数、委員会の実施方法、開催時期等の具体的な内容・実施方法について記述する)

【基礎点評価の観点】

業務の内容や方法が具体的に示されており、実施要項を満たしているか。

【加点評価の観点】

・当該分野に関して精通している者を配置しているなど、事業運営委員会の人選について有用な提案となっているか。

(ワークライフバランスの取り組み状況について記述する)

【加点評価の観点】

- ・内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準のうち、労働時間等の働き方に係る基準を満たしているか。